

<問い合わせ先>

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

川畑（内） 4 1 0 5

厚生労働省医薬食品局安全対策課安全使用推進室

高橋（内） 2 7 5 1

## 微量採血のための穿刺器具（針の周辺部分がディスプレイタイプでないもの）に関するこれまでの対応

平成 20 年 5 月 27 日

### 1 島根県における状況

平成20年4月30日

- ・ 島根県の診療所において、複数患者に使用しないことが明示されている採血用穿刺器具を複数患者に使用した旨、保健所に報告あり。

平成20年5月20日

- ・ 島根県が、県内医療機関に対し、注意喚起の通知を発出。翌21日記者発表。

平成20年5月23日

- ・ 島根県の調査で県内の他の医療機関における同様事例が判明。

### 2 厚生労働省の対応

平成18年3月3日

- ・ 「採血用穿刺器具（針の周辺部分がディスプレイタイプでないもの）の取扱いについて」（平成18年3月3日薬食安発第0303001号）を発出。

平成20年5月22日

- ・ 「採血用穿刺器具（針の周辺部分がディスプレイタイプでないもの）の取扱いについて（注意喚起）」（平成20年5月22日付け厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長、厚生労働省医薬食品局安全対策課安全使用推進室長事務連絡）を発出。

平成20年5月24日

- ・ 「採血用穿刺器具に関する島根県内の調査等について」（平成20年5月24日付け厚生労働省医政局総務課、指導課、経済課、医薬食品局安全対策課事務連絡）を発出。

別 添

## 島根県報道発表資料

平成20年5月24日

報道関係者各位

医療対策課長

「採血用穿刺器具（針の周辺がディスプレイタイプでないもの）  
の不適切な取扱いに係る調査（第1次調査）」について（第2報）

このことについて、保健所が県内医療機関（病院・一般診療所）に対し問い合わせた  
結果、「不適切と思われる」と申し出のあった件数

平成20年5月24日（土） 16時 現在 46 件

《参考》調査対象数	753ヶ所
回 答 数	704ヶ所
未回答数	49ヶ所

※当該医療機関について県が現地調査を行い、不適切の有無について確認中です。

【問い合わせ先】

医療対策課 門脇

（TEL 6252）